

京都府国際音楽祭 2024 年度プレ事業開催等業務委託仕様書

1 委託業務名称

京都府国際音楽祭 2024 年度プレ事業開催等業務委託

2 業務の目的

2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）に向けて、文化をベースに地域の活性化や経済成長に繋げていくため、誰もが親しみやすい文化である音楽（舞台芸術）分野での取組を進めることで、新たな音楽の創造交流の中心地として世界中から音楽家が集まる「音楽の創造交流拠点・京都」の形成を進めるとともに、世界での活躍を目指す次世代の音楽家を育成する音楽祭を実施する。

京都府内各地の文化施設・ホール等におけるクラシック音楽公演の開催と、府内各地の学校等における教育プログラムなど、府内一円を音楽で満たし、府全域で音楽に対する関心を高めるため、令和 6 年度にプレ事業を実施するとともに、令和 7 年度の京都府国際音楽祭実施に向けた準備を行う。

3 委託期間

委託契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日まで

4 委託業務の概要

本委託業務の内容は、次の（1）～（3）とする。なお、業務の実施にあたっては、参加表明した者に対して提供する策定中の「2024 年度プレ事業実施計画（案）」（以下「2024 年度実施計画」という。）及び「2025 年度メイン事業基本計画（案）」（以下「2025 年度基本計画」という。）を踏まえるとともに、実行委員会と十分に協議・調整すること。

なお、企画提案書の作成にあたり、音楽監督の他、2024 年度実施計画及び 2025 年度基本計画に記載の個人・団体への問合せは行わないこと。

（1）事務局の設置・運営

本委託業務を遂行する事務局体制を整備し、円滑な運営・管理を行うこと。

- ・企画全体を統括する音楽監督を配置するとともに、本委託業務の運営に係るスケジュール、経費の管理及び本事業の企画・運営・事務等の実務を行うための体制を整備すること。
- ・実行委員会や関係機関等との打合せを行った場合は、速やかに報告書を作成し、実行委員会に提出すること。

（2）2024 年度プレ事業開催

ア 全体企画

- ・2024年度実施計画を踏まえ、より事業効果が期待できる具体的な実施内容を提案すること。
- ・会場特性や開催期間、開催地域との連携などを考慮した内容を提案すること。

イ 運営内容

○運営体制の整備

- ・本事業開催中、必要な情報を収集し、全体を統括する責任者及び全体の企画・運営に必要な人員を配置して実施すること。
- ・自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に適切な措置を講じること。

○運営計画

- ・運営計画を企画し、運営マニュアル、会場配置図・配員図、安全管理マニュアル等を作成すること。

○出演者等

- ・本事業の出演者等との連絡調整や対応は、原則受託者が行うこと。
- ・音楽監督を含む出演者等の謝金・旅費等の出演に係る経費の支払いは受託者が行うこと。

○会場警備・誘導・案内業務

- ・来場者の導線確保等、誘導計画を作成すること。
- ・会場案内、誘導案内、当日受付等を必要箇所に設置し、来場者の安全を確保すること。

○会場設営

- ・本事業の開催に際し、必要な設備の搬入搬出・設営及び撤去を行うこと。
- ・受託者は設営に当たって、必要な物品の確認・手配、設備の準備等について、実行委員会及び施設管理者と事前に調整すること。
- ・本事業で発生したごみは、受託者の責任において対応すること。
- ・搬入搬出・設営及び撤去に係る経路等については、実行委員会及び施設管理者と事前に調整を行い、安全の確保に留意すること。

○その他

- ・本事業開催に必要な法廷手続等や調整を行うこと。

ウ 広報

- ・具体的な広報戦略を提案すること。
- ・次年度に向けた機運醸成や開催地との連携に繋がる広報戦略とすること。

(3) 2025年度京都府国際音楽祭開催準備

- 2025年度基本計画を踏まえ、実施計画を策定すること。策定時には、下記の内容を含めること。

- ・企画・立案

- －全体構成、開催時期、会場計画、広報戦略等

- ・全体スケジュール
- ・実施会場：京都府内全域
- ・実施内容（例）
 - －海外招へいアーティストによる室内楽公演
 - －国内で活躍するプロアーティストによる公演
 - －子どもを対象とした教育プログラムの実施
 - －音楽家を目指す若手を育成するプログラム 等
- 出演者調整・会場連絡調整・その他開催に必要な権利関係の調整や法定手続等を行うこと。その際、令和7年度以降も継続して開催できるよう調整を行うこと。
- 収支予算を策定すること。全体予算数億円規模での事業を想定し、財源として、各種補助金や協賛金、事業収入等を積極的に活用することが望まれる。

5 納品物及び納期

(1) 2024 年度プレ事業開催

- ・実施結果報告書、アンケート結果(いずれも A4 版)
電子データ及び紙媒体 各1部
- ※事業内容を写真等で記録し、実施内容、課題考察、来場者数等を記載すること。
合わせて、来場者及び出演者等にアンケートを行い、結果を集計・分析して提出すること。
- ・作成した各種広報物 電子データ及び紙媒体 各1部
- ・当日撮影した公式素材（写真及び動画） 各1部

(2) 2025 年度京都府国際音楽祭開催準備

- ・策定した 2025 年度実施計画書
電子データ1部、紙媒体（A4サイズ）20部
- ・その他作成・使用したデータ等 各1部

(3) 業務完了報告

- ・本委託業務が完了したときは、業務期間内までに業務完了報告書1部(任意様式、A4・両面印刷)を提出し、実行委員会の完了検査を受けること。

6 委託業務遂行上の留意点

- (1) 受託者は、本委託業務の遂行にあたり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、実行委員会の意図及び目的を十分に理解した上、適正な業務及び経費の執行に努めること。
- (2) 本業務仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と実行委員会が協議の上、決定すること。

- (3) 全ての成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、実行委員会に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (4) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、実行委員会の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、実行委員会に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。
- (7) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより実行委員会又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。